

琉球大学工学部後援会 会員加入申込書（企業・団体用）

琉球大学工学部後援会

会長 横田 哲 殿

琉球大学工学部後援会の目的に賛同し、下記のとおり会員加入の申し込みを致します。

・企業・団体会員として加入 （口数_____）

（年会費 5 万円/1 口）

申込者：

企業・団体名 _____

代表者（職名・氏名） _____

担当者（職名・氏名） _____

連絡先 住所 〒 _____

TEL _____

FAX _____

E-mail _____

※後援会からの各種案内等を受け取る連絡先情報をご記入ください。

申込書送付・問合せ先

琉球大学 工学部 後援会事務局（琉球大学工学部工学科 電気電子系）

米須 章（電気システム工学コース） 景山 弘（電子情報通信コース）

（FAX）：098-895-8708（電気電子系事務室）

（TEL）：米須 章（098-895-8692）、景山 弘（098-895-8746）

（E-mail）：b985551@cs.u-ryukyu.ac.jp, kageyama@cs.u-ryukyu.ac.jp

琉球大学工学部後援会会則

(名 称)

第1条 この会は、琉球大学工学部後援会（以下「本会」という。）という。

(目 的)

第2条 本会は、琉球大学工学部の教育・研究活動を側面より支援すると共に、本県産学間の共同研究を推進し、産業振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 琉球大学工学部の教育・研究活動の支援
- (2) 琉球大学工学部の整備充実及び発展の支援
- (3) 琉球大学工学部と県内産業界の共同研究並びに技術交流の推進
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(組織と会員の資格)

第4条 本会の会員は、第2条に規定する目的に賛同する企業・団体及び個人をもって組織する。

- 2 会員の資格の有効期間は、本会事業年度の1年間とする。但し、退会の申し出がない限り、毎年自動的に継続される。
- 3 会員は申出により退会することができる。
- 4 継続して2年間の会費納入が認められない場合には、自動的に退会手続きが行われる。

第5条 本会は、会長、副会長2名、理事若干名及び監事2名を置く。
理事に琉球大学工学部長及び工学部教員若干名を加えることができる。

- 2 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧 問)

第6条 本会は、顧問を置くことができる。

(事務局)

第7条 本会の事務を処理するため、事務局を琉球大学工学部に置く。

(会議および権限)

第8条 本会の会議は、総会及び理事会とする。総会は年に1回開催する。

- 2 理事会は、必要に応じてその都度開催する。
- 3 会則の変更。

(決議)

第9条 会議の決議は、決議についての特別の利害関係を有する役員を除く役員の過半数が出席または委任状提出し、その過半数を持って行う。

(経 理)

第10条 本会の業務に必要な経費は、会費及び寄付金をもって充てる。

- 2 会費は企業、団体会員年額一口5万円、個人会員同一口1万円とする。
- 3 会計年度は7月1日に始まり、翌年の6月30日に終わる。

(研究・教育活動の自主性の尊重)

第 11 条 本会の活動が琉球大学工学部の教育・研究活動の自主性を損い、あるいは研究発表の自由を制限するものであってはならない。

付 則

この会則は、平成元年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この会則の一部変更は、理事会の承認のあった日から施行し、平成 6 年 7 月 26 日から適用する。

付 則

この会則の一部変更は、理事会の承認のあった日から施行し、平成 19 年 8 月 17 日から適用する。

付 則

この会則の一部変更は、理事会の承認のあった日から施行し、平成 22 年 10 月 20 日から適用する。

付 則

この会則の一部変更は、理事会の承認のあった日から施行し、令和 6 年 8 月 21 日から適用する。